

## 令和3年度 第3回猪名川町農会長会次第

### 1 協議事項

#### (1) 猪名川町農業環境課関係

- ① 令和4年産の水田における水稻等作付面積の調査について・・・P 1
- ② 令和3年度経営所得安定対策について・・・・・・・・・・P 5
- ③ 農作業安全チラシについて・・・・・・・・・・P 7
- ④ 環境衛生・有害鳥獣・森林里山関連について・・・・・・・・P 9
- ⑤ 農業委員会関連について・・・・・・・・・・P 14

#### (2) 阪神農業改良普及センター関係・・・・・・・・・・P 17

#### (3) 農業共済関係・・・・・・・・・・別冊

#### (4) 兵庫六甲農業協同組合関係・・・・・・・・・・別冊



# 1. 令和4年産の水田における水稻等作付面積調査

事 務 連 絡

令和3年11月12日

農会長各位

猪名川町地域農業再生協議会事務局

令和4年産の水田における水稻等作付面積の調査について（依頼）

晩秋の候、各位におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、町農業施策に深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、これまで主食用水稻については、国の施策のもと、生産数量目標を定め、一定の制限を行い計画的な作付けが実施されてきたところです。

しかし、平成30年産の作付から生産数量目標の配分がなくなるとともに、米の直接支払交付金（7,500円/10a）の交付が廃止されました。生産数量目標が廃止されることで、数量に縛られることなく米の生産を行うことができることとなりますが、米の過剰作付けは米価下落を招く恐れがあること、また、野菜などへの高収益作物への転換が進められていることなどを鑑み、動向把握として、今年度も水稻作付面積の調査を実施させていただきます。

農会長におかれましては、大変お手数をお掛けいたしますが、趣旨をご理解の上ご協力を賜りますようお願いいたします。

## 記

1. 調査内容 令和4年産・水稻・そば等の農業者別の作付面積
2. 提出期日 令和3年12月6日（月）【FAX可】
3. 提出先 猪名川町農業環境課
4. その他 必ず各農家（農業者）から来年度に作付する面積の聞き取りを行い、その結果を調査票に記入してください。

### <問い合わせ先>

猪名川町地域農業再生協議会事務局

（猪名川町地域振興部農業環境課内 担当：橋岡、田中）

TEL：072-766-8709

FAX：072-766-7725

令和4年産米の作付計画面積調査への協力をお願い

# 令和4年産米 作付予定面積について

★生産数量目標は平成30年産から廃止され、  
農業者自らが、需要に応じた生産に取り組むことが必要です！



## ★需要に応じた米生産をするために・・・

兵庫県農業活性化協議会から「生産目安」が提供されます（12月ごろ）。これは、全国の米の需要見通しと県産米の需要を踏まえて算定し、翌年産米の作付面積や生産数量を示すものとなります。

このような指標などを参考にしながら、売り先・行き先を見据えた作付計画をお願いします。

## ★水田活用の直接支払交付金による支援もご活用ください！

麦・大豆などの戦略作物や地域で設定している産地交付金（そば・野菜等）への助成措置もありますので、作付計画の参考としてください。

【（町）産地交付金 令和3年度（予定）】要件：販売農家であること。

助成項目	交付金額	助成項目	交付金額
そば品質確保加算 (そば)	15,000円/10a	学校給食加算(基幹) 12品目	15,000円/10a
ひょうご安心ブランド 加算 (自然薯、そば)	3,000円/10a	学校給食加算(二毛 作) (トウモロコシ)	15,000円/10a
推奨作物助成(基幹) (黒枝豆・トウモロコシ・ 自然薯・アスパラガス)	20,000円/10a	基本助成 (野菜・果樹・花き 等)	10,000円
推奨作物助成(二毛 作) (黒枝豆(早生)・トウモ ロコシ)	25,000円/10a	高収益作物等拡大加 算(追加配分)	35,000円/10a

米の作付制限はなくなり、自由に作付可能となりますが、国内の米の需要量が減少している中、需要に応じた作付が重要となります！  
作付希望調査にご協力をお願いします。



提出期限: 令和3年12月6日(月)

# 記入例

猪名川町地域農業再生

新規需要米、米粉用米や  
飼料用米等にするものを記入。

等の農業者別の作付面積調査表

集落名: ●●

農家番号	氏名	水田面積 (a)	令和4年産 作付計画面積					〈参考〉令和3年産作付結果			
			水稻			そば (a)	その他作物 (販売目的) (a)	その他作物 (自家消費・保全等) (a)	主食用水稻 (実績) (a)	その他水稻 (実績) (a)	そば (実績) (a)
			主食用米 (a)	新規需要米 (a)	加工米 (a)						
1	猪名川 太郎	40.0	15.0	5.3	4.6	8.0	1.0	6.1	25.9	0.0	8.0
2	猪名川 次郎	20.0	12.0	0.0	0.0	6.6	0.0	1.4	12.0	0.0	4.0
3	猪名川 吾郎	25.0	9.4	0.0	5.6	0.0	3.5	6.5	13.5	5.6	5.0
33	川辺 一郎	30.0	7.4	0.0	0.0	0.0	15.0	7.6	11.6	0.0	0.0
34	川辺 二郎	30.0	7.4	0.0	0.0	0.0	15.0	7.6	11.6	0.0	0.0
35	川辺 三郎	50.0	15.5	0.0	0.0	13.5	8.7	12.3	23.5	0.0	10.0
	合計	1300.5	460.5	5.3	10.2	100.7	350.4	373.4	480.7	20.8	90.4

水田面積と作付計画面積の合計は一致させてください。  
水田面積は令和3年度実績となっています。  
利用集積等で面積が変更している場合、必ず訂正してください。

農会長の皆さまへ 【お願い】

農家毎の作付面積は、前回報告分を転記するのではなく、必ず各農家(農業者)から来年度に作付けする面積の聞き取りを行い、その結果を調査票に記入してください。

また、そばの種子の確保も本調査をもって調整をしますので、来年度の作付を計画し、報告してください。

※水田面積とは令和3年産において農業者が権原を有している水田の面積です。  
※令和4年産において農地の貸借等を予定されている方は、それらの農地を含めた作付計画を記入してください。

太枠内に翌年度に作付けされる作物の面積を記入して下さい。  
作物は、「水稻」「そば」「その他作物(販売目的)」「その他作物(自家消費・保全)」で分類して下さい。

- その他(販売目的)には、出荷される野菜等を作付けされる農地面積について記載してください。
- その他作物(自家消費・保全等)には、自己保全管理や調整水田を含む農地を示します。自家野菜の作付面積もここに含めて下さい。作付面積の合計が、左欄の「水田面積」となるようにして下さい。

# 令和3年産米の集落別の作付予定面積調査結果一覧表

猪名川町地域農業再生協議会

予定数量	861 t
予定面積	176.1 ha
基準単収	489 kg/10a

生産目安	848 t
面積換算	173.0 ha
基準単収	490 kg/10a

集落番号	集落名	水田面積 (a)	令和3年産米の需要量のに関する情報								<参考>令和2年産米の作付状況					
			作付予定面積								水稲					そば
			水稲				そば				水稲			そば		
			主食用米 (a)	2年産との比較 (a)	新規需要米 (a)	加工米 (a)	予定数量 (玄米kg)	(30kg/袋)	(a)	2年産との比較	作付目標面積 ① (a)	主食作付面積 ② (a)	その他水稲	作付率 ②/①	作付面積 (a)	
1	原	1,244.2	577.6	▲ 6.4	0.0	0.0	28,245	942	89.2	0.0	652.0	584.0		89.6	89.2	
2	内馬場	707.9	256.1	0.0	0.0	0.0	12,523	417	24.4	0.0	268.1	256.1		95.5	24.4	
3	民田	784.1	438.3	8.3	0.0	0.0	21,433	714	0.0	0.0	478.5	430.0		89.9	0.0	
4	上阿古谷	2,333.3	1,479.4	15.4	0.0	0.0	72,343	2,411	40.5	14.0	1,486.6	1,464.0		98.5	26.5	
5	下阿古谷	1,172.6	746.0	0.0	0.0	0.0	36,479	1,216	50.2	11.1	727.3	746.0		102.6	39.1	
6	北田原	1,303.5	616.4	17.9	0.0	0.0	30,142	1,005	0.0	0.0	672.5	598.5		89.0	0.0	
7	南田原	1,636.9	597.5	74.9	0.0	0.0	29,218	974	0.0	0.0	713.0	522.6		73.3	0.0	
8	北野	364.1	180.8	8.1	0.0	0.0	8,841	295	0.0	0.0	273.5	172.7		63.1	0.0	
9	紫合	2,264.6	1,030.5	▲ 1.7	0.0	0.0	50,391	1,680	56.1	▲ 12.1	1,104.6	1,032.2		93.4	68.2	
10	柏梨田	515.1	181.4	0.5	0.0	0.0	8,870	296	13.5	0.0	204.6	180.9		88.4	13.5	
11	上野	862.1	358.2	36.5	0.0	0.0	17,516	584	99.2	12.5	419.1	321.7		76.8	86.7	
12	広根	1,464.7	855.5	▲ 17.1	0.0	0.0	41,835	1,395	8.9	▲ 8.9	872.0	872.6		100.1	17.8	
13	銀山	233.4	55.0	0.0	0.0	0.0	2,690	90	0.0	0.0	54.0	55.0		101.9	0.0	
14	猪淵	439.1	152.5	4.6	0.0	0.0	7,457	249	41.1	30.8	144.6	147.9		102.3	10.3	
15	肝川	889.7	521.3	0.1	0.0	0.0	25,492	850	0.0	0.0	504.3	521.2		103.4	0.0	
16	差組	599.7	235.4	▲ 17.8	0.0	0.0	11,511	384	0.0	0.0	313.9	253.2		80.7	0.0	
17	万善	931.3	179.4	▲ 15.5	0.0	0.0	8,773	292	23.5	8.5	250.5	194.9		77.8	15.0	
18	槻並	3,742.0	1,799.6	▲ 56.8	0.0	0.0	87,999	2,933	237.8	▲ 42.4	1,946.3	1,856.4		95.4	280.2	
19	木津上	1,330.4	480.7	▲ 9.2	0.0	0.0	23,506	784	54.9	▲ 2.8	586.4	489.9		83.5	57.7	
20	木津	582.0	368.1	0.0	0.0	0.0	18,000	600	0.0	0.0	356.8	368.1		103.2	0.0	
21	木間生	554.1	282.1	0.0	0.0	0.0	13,795	460	0.0	0.0	286.0	282.1		98.6	0.0	
22	枋原	1,100.3	480.2	▲ 1.5	0.0	0.0	23,482	783	0.0	0.0	471.3	481.7		102.2	0.0	
23	林田	516.3	111.2	0.0	0.0	0.0	5,438	181	0.0	0.0	128.9	111.2		86.3	0.0	
24	笹尾	1,579.2	843.6	155.9	0.0	0.0	41,252	1,375	413.4	▲ 150.2	842.0	687.7		81.7	563.6	
25	清水	864.3	384.4	▲ 3.3	0.0	0.0	18,797	627	26.6	0.0	418.3	387.7		92.7	26.6	
26	清水東	946.6	621.6	0.0	0.0	0.0	30,396	1,013	0.0	▲ 40.1	634.2	621.6		98.0	40.1	
27	仁頂寺	335.3	137.3	▲ 4.8	0.0	0.0	6,714	224	0.0	0.0	173.3	142.1		82.0	0.0	
28	島	465.8	234.8	1.5	0.0	0.0	11,482	383	15.0	0.0	238.4	233.3		97.9	15.0	
29	鎌倉	937.6	557.0	34.1	0.0	0.0	27,237	908	44.3	▲ 7.6	563.3	522.9		92.8	51.9	
30	杉生	1,303.6	599.8	0.0	0.0	0.0	29,332	978	0.0	0.0	560.7	599.8		107.0	0.0	
31	西畑	995.2	455.1	▲ 9.6	0.0	0.0	22,254	742	192.5	▲ 102.1	406.3	464.7		114.4	294.6	
32	柏原	2,697.6	1,194.3	47.5	0.0	0.0	58,401	1,947	185.2	34.0	1,259.4	1,146.8		91.1	151.2	
33	農会外	2,005.7	596.3	0.0	0.0	0.0	29,159	972	0.0		710.4	596.3		83.9	38.8	
	合計	37,702.3	17,607.4	261.6	0.0	0.0	861,003	28,704	1,616.3	▲ 294.1	18,721.1	17,345.8	0.0	92.7%	1,910.4	

※ 四捨五入により計算の値が一致していない場合もある。▲はマイナス  
 ※ 袋数は、集落の生産数量目標を30kgで割った数値で、少数点以下は四捨五入している。

## 2. 令和3年度経営所得安定対策について

### ①経営所得安定対策交付金交付申請状況 (令和3年7月末確定値)

- ・ 水田活用の直接支払交付金 217件 (R2年: 236件)
- ・ 畑作物の直接支払交付金 1件 (R2年: 2件)

### ②水田活用の直接支払交付金における出荷・販売の確認について

出荷・販売の確認書類については、農家は5年間の保管が必要です。本町では、交付要件の確認を行うために下記書類の提出を求めており、町で一括して証拠書類として保管します。

出荷・販売を確認する書類について販売先により異なります (別表参考)。役場への提出については、申請農業者へ直接、別途通知させていただきます (10月27日発送済み)。

集落内の経営所得安定対策水田活用直接支払交付金申請者の方へ周知ください。

- 水田活用直接支払交付金を受けるには確認書類の提出が必要です。
- 確認書類は1ほ場につき1枚提出してください。
- 道の駅以外へ出荷・販売されている場合、早めに書類の準備をしてください。
- 確認書類は10月27日付で提出・確認の通知を送付しています。11月30日(火)まで、にご提出ください。

※なお、各書式を希望される場合は、役場農業環境課(766-8709)まで連絡してください。

#### ● 交付金支払予定

- ・ 水田活用の直接支払交付金 2月～3月支払い予定 (県域設定を含む)
- ・ 畑作物の直接支払交付金 3月～4月支払い予定

別表 水田活用の直接支払交付金の交付に必要な出荷記録及び生産記録の書類について

出荷先	出荷記録	生産記録
道の駅いながわ	提出不要 ※ご家族の名前で出荷している等の理由で、農業者名と道の駅の出荷者名が一致しない場合、道の駅への出荷を確認できませんので農業者名での出荷をお願いします。	提出不要 ※果樹新植3年以内に該当する方は提出が必要です。
量販店・市場等 (阪急オアシス・イオン等)	①出荷・販売契約書の写し ②販売量が確認できるもの(売上傳票など)	生産日誌【任意様式】
無人販売所	①直売計画書【任意様式】 ②販売を確認できるもの(陳列の様子の写真など) ③販売記録(売上整理の帳簿の写しなど)【任意様式】	生産日誌【任意様式】
知人・友人 (金銭の授受を伴う)	①直売計画書【任意様式】 ②集荷販売契約書【任意様式】 ③販売記録(数量等記録)【任意様式】	生産日誌【任意様式】

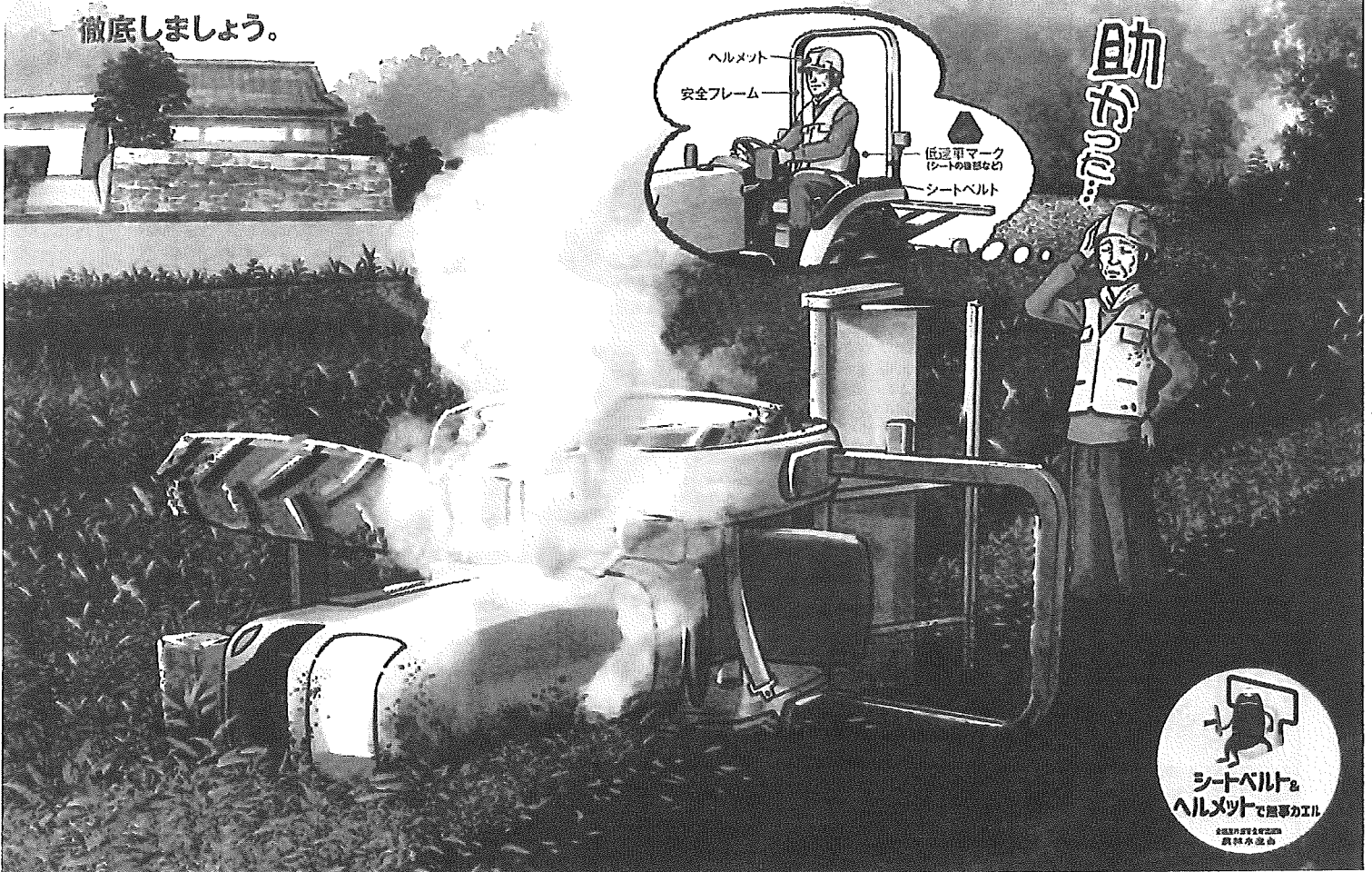
確認書類は1圃場につき1枚提出してください。

※1圃場内に出荷する作物、出荷しない(自家消費)作物が混在している場合は、出荷する作物を作付している面積(野帳で報告いただいた面積)で交付金を計算します。作付面積に変更がある場合は速やかに役場農業環境課までご連絡ください。



# 安全確認と予防対策で公道での農機による死亡事故を防ぎましょう!

安全フレーム、安全キャブ付きトラクターを使用し、低速車マークの設置、シートベルト・ヘルメット着用を徹底しましょう。

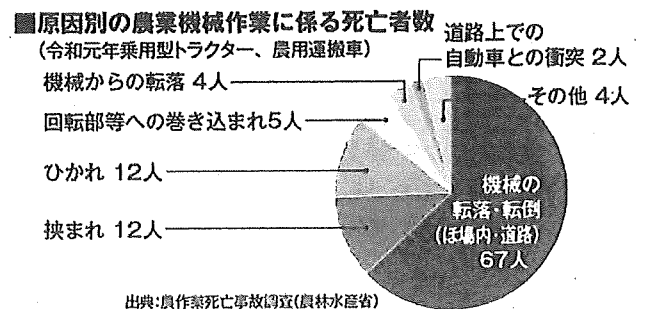
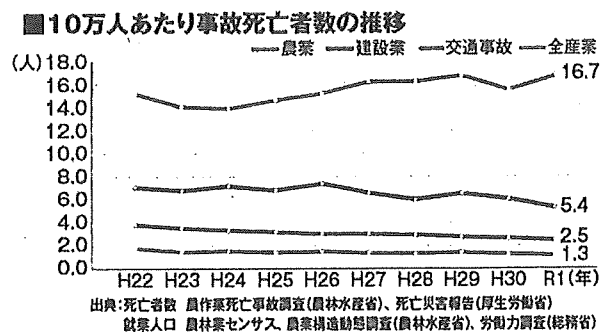


## トラクター等の整備不足や操作ミスが転落・横転・追突の事故を引き起こします。

農林水産省の最新の調査データによると、近年300人前後の方々が農作業中の事故で亡くなっています。

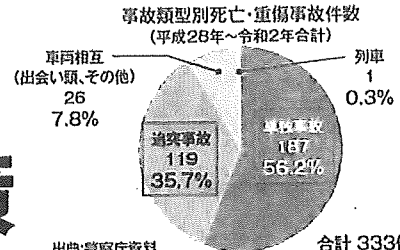
グラフからもわかるように、農作業中の死亡事故は一般交通事故の約7倍、建設業の約3倍にも及びます。

農機事故を未然に防ぐために備えるべき機器(ランプ等)や操作時の安全確認と予防対策をもう一度考えてみましょう。



詳しい要因、対策は裏面へ▶

# 公道での農機による交通事故の要因と対策



## 事故発生 の 要因

公道での農機の交通事故は大きく分けて単独事故と他の車両からの追突事故の2種類があります。

### 単独事故

#### 1.用水路等への転落

運転操作ミスや道路環境が悪いことにより、田畑や用水路等へ転落。

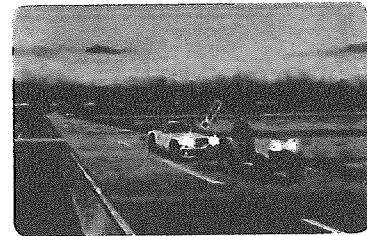
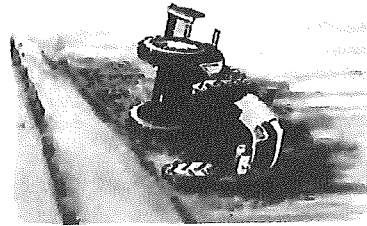
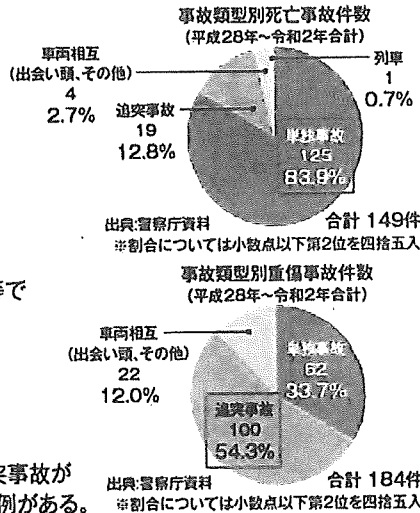
#### 2.傾斜地での横転等

農機は通常の車に比べ重心位置が高いため傾斜地等でバランスを崩して横転。傾斜地等で自然に動き始めた農機にひかれる事故。

### 追突事故

#### 夜間等における追突

夜間は後続車から農機が発見されにくく、追突事故が起こる。昼間のトンネル内でも追突事故の事例がある。



事故を  
防止するには

## 事故防止 の 対策

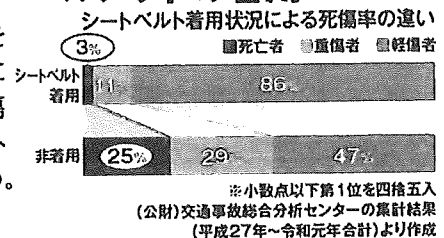
公道での農機による交通事故対策の3つのポイント!  
対策と準備が重大な事故を防止します。

### ポイント1 確実な運転操作とブレーキ連結の確認

農機による死亡事故は、ハンドルやブレーキ操作ミスによる単独事故が多いため、道路状況等に応じた確実な運転を行いましょう。道路走行時は必ず左右のブレーキを連結しましょう。農作業前後に道路上を走行する際は、ブレーキ連結をしていないと、ブレーキを踏んだときに急旋回して転落、横転する事故につながる恐れがあります。

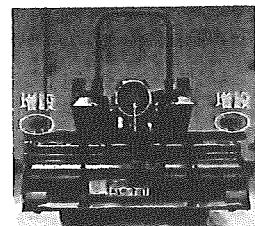
### ポイント2 安全キャブ・フレームの装着とシートベルト・ヘルメットの着用

救命効果の高い安全キャブやフレームが付いているトラクターを利用しましょう(安全フレームは倒さずに使いましょう)。農機による交通事故においても、シートベルト着用の有無により死傷状況が大きく異なります。トラクター等の農機運転中は必ずシートベルトを着用しましょう。また、ヘルメットの着用にも努めましょう。  
※車種によっては取り付けられないものもあります。



### ポイント3 ランプ類や低速車マーク等の取り付け

一般車両との接触や追突を防ぐためには周囲に気づいてもらうことが大切です。「低速車マーク」や「反射板」を設置しましょう。また、作業機を付けて公道を走行するためには、基本的にランプ類の増設等が必要です。



# 農作業における野焼きについて

## ～周辺の生活環境に十分配慮しましょう～

近年、野焼き（野外焼却）から発生する煙や臭いに対する苦情が増えています。

農業を営むために必要な野外焼却であったとしても、周辺の生活環境に対する十分な配慮が必要です。

農作業における野焼きについては、次の事項に留意のうえ、周辺環境との調和を図ってください。

### ○廃棄物の野外焼却は原則禁止です

廃棄物を野外で焼却することは、原則、法律で禁止されています。

### ○野外焼却の禁止には例外規定があります

次の場合は法律に定められた例外として、野外焼却が認められています。

- ① 国等公共団体がその施設の管理を行うために必要なもの
- ② 災害の予防、応急対策または復旧のために必要なもの
- ③ 風俗習慣、または宗教上の行事を行うもの
- ④ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの
- ⑤ たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる焼却であって軽微なもの

### ○周辺の生活環境への配慮が必要です

例外とされた行為であっても、むやみに燃やしてよいということではありません。気象条件や時間帯、焼却量によっては、大量に発生する煙や臭いが、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。（※住宅や交通量の多い道路に近いところでは特に注意が必要です。）

例外として認められた野外焼却をする際には、次の点を参考にして、周辺の生活環境に十分配慮したうえで行ってください。

- ・草はよく乾燥させて、少量ずつ燃やしてください。
- ・できるだけ風のない日を選んでください。
- ・時間帯に配慮してください。
- ・野外焼却以外に適切な方法がとれる場合は、できる限り、周辺環境との調和が図られる方法を優先してください。

【問い合わせ先】

役場農業環境課環境衛生担当

TEL 768-0818（猪名川町クリーンセンター）

# 〈令和4年度 有害鳥獣対策にかかる国庫補助事業 の希望について〉

## 事業メニュー

- ・電気柵 設置補助金
- ・メッシュ柵 設置補助金

## 注意事項

- ①国の補助金を活用するため、現時点で来年度に予算がどれだけ措置されるのか不明です。事業を実施できない可能性もあります。
- ②電気柵やメッシュ柵の資材購入・設置について、国の交付決定が令和4年秋頃になるため、その後、町が資材を購入し、その資材を農会に提供、各農会で設置していただく流れとなります。
- ③電気柵およびメッシュ柵に係る費用の約80%は国の補助金が適用されます。残りの約20%は農会（設置ほ場の所有者）に負担していただきます。  
町単独の補助金は、個人設置でも対象となりますが補助率は1/2です。
- ④国の補助金を活用する要件として、電気柵1囲いあたり3戸以上の受益者の農地を囲むこと、費用対効果（被害作物、被害率、面積など）の算出を行うことなど、各種条件を満たすことが必要となります。
- ⑤耐用年数（8年）が経過するまでは、管理協定のもと適正管理をしていただきます。
- ⑥上記の助成の活用を希望される農会は、まずは農業環境課・有害鳥獣担当までご相談ください。詳細を説明させていただきます。  
その後、農会内で調整をいただき、第4回の農会長会（1月開催）までに設置箇所、延長等を報告してください。

### 【お問い合わせ先】

〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1  
猪名川町役場農業環境課 有害鳥獣担当  
TEL：072-766-8709  
FAX：072-766-7725

# 箱わな購入助成事業について

現在、町より貸出している「箱わな」は、有害鳥獣対策を目的に国庫補助金で購入しているため、狩猟期間中（11月15日～翌年3月14日）の使用は出来ません。

「毎年の組み立て、返却に手間がかかる」、「狩猟期間中もイノシシやシカを捕獲したい」とお考えの農会は、当事業の利用をご検討ください。

## 【対象者】

町内の各地区農会（農会長名で申請いただきます）

## 【補助対象経費と補助金額】

- ・シカ・イノシシ用の箱わな購入に要する経費
- ・購入費用の1/2（最大5万円）

## 【申請手続き】

購入前に補助金交付申請書を提出し、町の交付決定を受けてから購入となります。

※ 見積書やカタログなどの添付書類が必要です

## 【備考】

町から貸出している箱わなには貸出期間がありますが、農会で購入すれば、猟期中も含めて1年を通じて捕獲が可能となります。

※ ただし、箱わなの運用は狩猟免許所持者に限ります。

詳しくは農業環境課までご相談ください

### 【連絡先】

猪名川町地域振興部農業環境課 有害鳥獣当  
〒666-0292 猪名川町上野字北畑11-1  
TEL：072-766-8709  
FAX：072-766-7725

まき

## 薪 および しいたけ原木の買取（おしらせ）

からだと自然に優しい薪による暖房が見直され、薪の需要が高まるなか、猪名川町森林組合では 薪原木を買い取り、薪の製造販売を行っています。

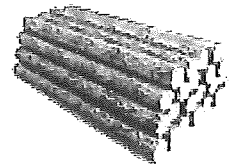
また、しいたけ原木についても下記のとおり、一定条件を満たす搬入について買取を行っています。

### 【薪（まき）】

#### ① 買取対象となる樹種

- ・買取する原木は、猪名川町内産ナラ・クヌギです。  
なお、町外産の原木やその他広葉樹、針葉樹は買い取りません。
- ・買取りを希望する場合は、町クリーンセンター（槻並）内の森林組合の作業所まで原木を搬入してください。

樹種	ナラ・クヌギ	規格（長さ）
原木価格	4円～7円/kg	2m以内
玉切価格	9円/kg	36cmに玉切



#### ② 買取期間

通年（おおむね、12月～3月までの間が望ましい。）

#### ③ 搬入日

平日（土日、祝日、年末年始を除く）の午前9時～午後4時の間  
持込をされる際は、事前に森林組合まで持込日の連絡をしてください。

### 【しいたけ原木】

#### ① 買い取り及び補助の対象

- ・しいたけ原木を200本以上伐採し、森林組合へ持ち込み可能な山林所有者など。（200本以上が補助対象となります。それ以下の本数は補助対象外です）
- ・伐採した原木を販売される方も対象とさせていただきます。

#### ② 申請書類

- ・森林組合にて①森林の伐採届出書、②しいたけ原木伐採奨励事業申出書を入手のうえ、森林組合にて手続きを行ってください。
- ・なお、事業完了後に、切った原木の数が確認できる写真、伐採場所の地図及び写真の提出が必要となります。

#### ③ 買取価格（予定）

・290円/本

#### ④ 申込書提出先

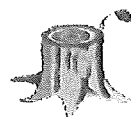
猪名川町森林組合事務所

電話：072-766-3026

不在時は、仲井（携帯）：090-4901-6581 まで

# ペレット用の木材を7円/kgで買い取ります

平成29年度から木質ペレット燃料を製造しています。



## ●木質ペレットとは??

木質ペレットとは樹木を原料とし、ペレットストーブやペレットボイラーの燃料として使われるものです。すでに本庁舎等のペレットストーブやペレットボイラーで、町内産の広葉樹等（ナラ・クヌギ等）を原料としたペレット燃料を使用しています。

ペレット

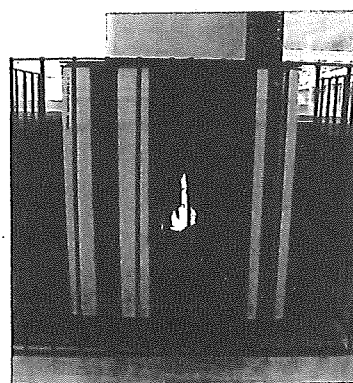


## ●ペレットストーブとは?

本庁舎や生涯学習センター、ゆうあいセンターなどに設置されているストーブで、化石燃料を使わない、地球に優しい燃料を使っています。燃料は自動で供給されることから、10kg（1袋）のペレットを入れておけば、10時間くらい燃えています。

薪ストーブといっしょで、炎を見ながら暖をとることができることから、町内でも少しずつ普及してきています。

ペレットストーブ



## ●いつ・どこに持って行けばいいの??

町クリーンセンター内の森林組合作業所で受け入れており、持ち込まれた木材は森林組合が買い取り・製造を行います。受け入れは通年ですが、持ち込む前に森林組合（TEL:766-3026）に連絡し、不在時は仲井（携帯：090-4901-6581）までご連絡下さい。その際に持ち込み日を調整してください。

## ●買取価格・規格は?

上限が7円/kgで森林組合が買い取ります。木材の重量は、町クリーンセンター入口の計量器で量ります。

原則として、口径15~20cm、長さ最大2mまでのナラ・クヌギ・杉・桧・その他雑木とします。その他雑木の種類については、森林組合までお問い合わせください。

【問合せ先】

猪名川町森林組合 TEL: 072-766-3026

農会長 各位

猪名川町長 岡本 信司

猪名川町農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者の推薦について（依頼）

深秋の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、町農政の推進につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件についてですが、「農業委員会等に関する法律」が平成27年に一部改正され、農業委員の選出方法については、「公選制」が廃止され、議会同意を得て町長が任命する「選任制」へと変更となりました。併せて、農地利用の最適化を推進するため、「農地利用最適化推進委員」が新設されました。

本町におきましては、平成28年から改正法に基づく新体制（農業委員14名、農地利用最適化推進委員4名）に移行してから、本年度末をもちまして2回目の3年の任期満了を迎えます。

つきましては、下記のとおり、関係各位の合議により農業委員候補者の推薦をお願い申し上げます。また、農地利用最適化推進委員につきましても、適任な候補者がおられる場合は、併せて推薦をお願い申し上げます。

なお、委員選任については、地区からの推薦とは別に、広報や町ホームページにおいても広く候補者を募集しますので、候補者が定数を上回る場合は、選考会を開催して決定することとなります。その際は、各地区からご推薦いただいた候補者が選任されない場合も有り得ますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

①農業委員候補者の推薦

- ・別紙①「地区割表」に基づいて地区内にてご協議いただき、農業委員候補者1名を推薦願います。
- ・受付期間は、12月1日から27日までとなっております。候補者が決まりましたら、本町農業委員会事務局までご一報願います（当方より推薦書類をご持参いたします）。

②農地利用最適化推進委員の推薦

- ・農地利用最適化推進委員については、推薦は必須ではありませんが、可能な範囲での積極的な推薦につきご協力願います。

※その他詳細は、別紙②をご参照ください。

【連絡先】

猪名川町農業委員会事務局（担当：佐々木、林）  
〒666-0292 猪名川町上野字北畑11-1  
Tel：766-8709 Fax：766-7725



農業委員・農地利用最適化推進委員  
候補者推薦にかかる地区割表

## 【農業委員】

区域	地区名
1	原、内馬場、柏梨田、上野
2	民田、上阿古谷
3	下阿古谷、紫合
4	北田原、南田原、北野
5	広根、銀山、猪淵、肝川、差組
6	万善、木津上、木津、木間生
7	槻並
8	朽原、林田、笹尾
9	清水、清水東、島
10	仁頂寺、鎌倉、杉生
11	西畑、柏原

## 【農地利用最適化推進委員】

区域	地区名
南部	原、内馬場、柏梨田、上野、民田、上阿古谷、下阿古谷、紫合、北田原、南田原、北野、広根、銀山、猪淵、肝川、差組
北部	万善、木津上、木津、木間生、槻並、朽原、林田、笹尾、清水、清水東、島、仁頂寺、鎌倉、杉生、西畑、柏原

## 「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」候補者の推薦について

## 1 農業委員候補者

## ①業務内容

農地法などに基づく許認可審議、農地利用最適化推進委員の行う現場活動との連携等

## ②応募資格

農業・農地等の識見と知識を有し、農地利用の最適化促進に熱意のある者

## ③任期

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

## ④定員

14人

## 【推薦にあたり、ご配慮いただきたい事項】

- ・各地区より候補者1名をご推薦願います。
- ・候補者の選定にあたっては、もし、地区内に「認定農業者」、「女性農業者」、「若手（45歳未満）農業者」がいらっしゃる場合には、推薦にあたり一定のご配慮を賜りますようお願いいたします。

## 2 農地利用最適化推進委員候補者

## ①業務内容

担い手への農地集積・集約、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農の促進などの現場活動

## ②応募資格

農業・農地等の識見と知識を有し、農地利用の最適化促進に熱意のある者

## ③任期

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

## ④定員

4人

## 【推薦にあたり、ご配慮いただきたい事項】

- ・農地利用最適化推進委員については、推薦は必須ではありませんが、可能な範囲での積極的な推薦につきご協力願います。

## 3 その他

○受付期間は、令和3年12月1日から12月27日までです。

○候補者が決定されましたら、本町農業委員会事務局までご一報願います（当方より推薦書類をご持参いたします）。

## 【連絡先】

猪名川町農業委員会事務局（担当：佐々木、林）

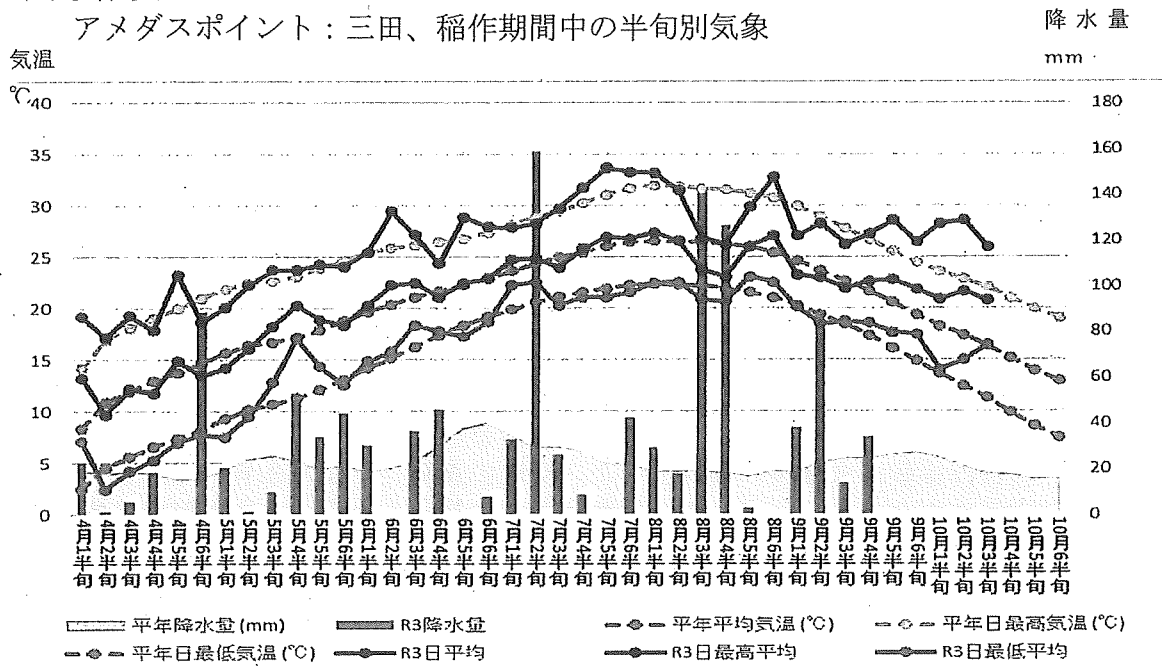
〒666-0292 猪名川町上野字北畑11-1

Tel：766-8709 Fax：766-7725

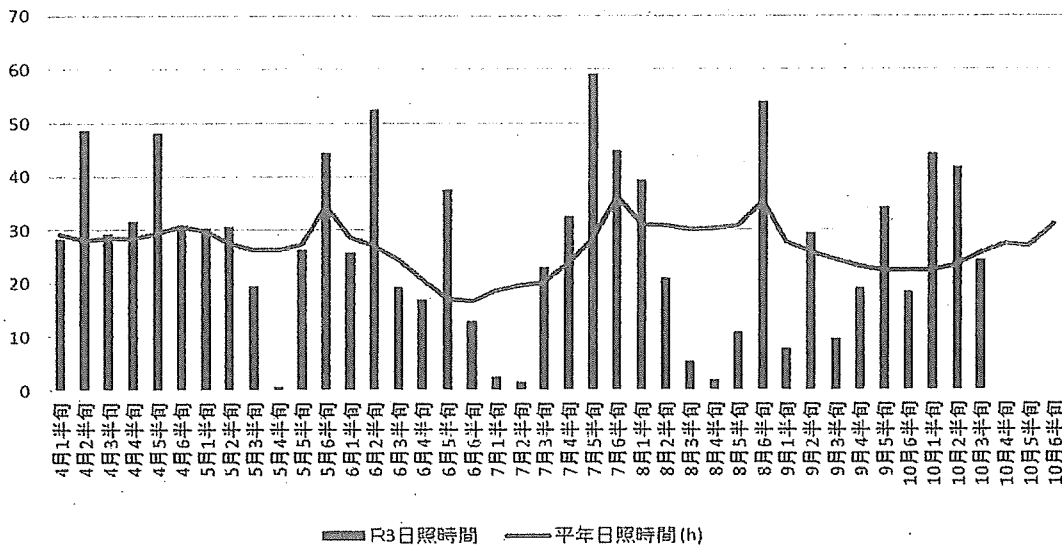
令和3年度水稲生育状況と今後の注意点

1 気象概要

アメダスポイント：三田、稲作期間中の半旬別気象



日照時間（半旬：5日間積算）



1) 気象データ

- 気温は4月がやや低く推移し、5月は平年並み。6月2～3半旬（6～15日）気温はやや高かったが平年並みの気温で推移した。7月の梅雨明け後、気温は高めでした。8月は中旬に特に雨が続き、過去最低の気温となった。9月下旬～10月にかけて、気温が高い状態が続いている。
- 降水量は、5月と8月が平年より特に多くなった。
- 日照量は、5月中旬、7月上旬、8月中旬、9月上旬に降雨が続き、極端に少なくなった。
- 梅雨入りは当初5月16日とされていたが、6月12日で、平年より6日遅く（昨年より2日早い）、梅雨明けは7月17日で、平年より2日早い（昨年より15日早い）。
- 台風も兵庫県を直撃することはなかった
- 9月下旬から気候は安定し、気温は高くなった。

## 2 生育状況

### 1) 農林水産技術総合センター（加西市）における気象感応調査結果より

		キヒカリ(5/31植、18本/m <sup>2</sup> )					ヒノヒカリ(6/15植、18本/m <sup>2</sup> )				
		移植時	6/25	7/5	7/15	7/25	移植時	6/25	7/5	7/15	7/25
草丈 (cm)	R3年	20.2	33	51	76	87	15.4	19	29	53	67
	平年	17.5	31	50	72	83	18.2	20	29	44	61
	比	115	106	101	106	105	85	95	100	120	110
莖数 (本/m <sup>2</sup> )	R3年		282	391	372	360		77	266	423	476
	平年		225	349	373	359		74	181	366	468
	比		125	112	100	100		104	147	116	102
葉数 (枚)	R3年	3.1	8	10.1	11.4	12.8	4	4.6	8	10.2	12.2
	平年	3.3	7.6	9.8	11.3	12.7	3.5	5.1	7.7	10.2	12.2
	比	-0.2	0.4	0.3	0.1	0.1	0.5	0.5	0.3	0	0

定点で、毎年同時期に移植している農林水産技術総合センターの生育調査では、キヌヒカリの田植後は莖数が大変多い傾向だった。梅雨の長期化により生育は草丈がやや高く、莖数は平年並みだった。ヒノヒカリ莖数は多めに推移したが、7月下旬では草丈は高く、莖数は平年並みだった。葉数も平年並み。8月以降も平年並みの生育となった。

### 2) 猪名川町の状況

- ① 4月は低温が続き、一部で苗の伸びが悪かった。
- ② 5月は平年並み～やや高い日が多くなり、6月始めまでに田植えをすませたイネの生育は順調であった。
- ③ 7月の本格的な梅雨から低日照となり、気温も上がりず分けつが停滞した。
- ④ 出穂は平年並み。8月中旬～下旬に開花した普通期の品種で一部の地域では、風ずれや高温障害、イネカメムシの被害とされる不稔もみが多発し、減収したところもある。
- ⑤ 9月中旬以降は平年並みからやや高い気温で推移した。収穫期は平年並みとなった。

## 3 病害虫の発生状況

- ① いもち病：7月までの調査では、上旬は特に被害はなく、下旬に川沿い、山間部で葉いもち病の発生が始まった。穂いもち病への移行も見られた。
- ② 紋枯病：7月下旬から抵抗性の低い品種、連年発生のあるほ場で見られた。一部倒伏もあった。
- ③ 籾枯細菌病、内穎褐変病：8月12日の台風通過により出穂期の稲に風ずれにより被害が多くなり、不稔の穂もあった。
- ④ ウンカ類：今年は病害虫発生予察でもツマグロヨコバイ、セジロウンカ、トビイロウンカ等の捕捉数は稲作期間を通じて少なかった。
- ⑤ カメムシ類：稲を加害するカメムシ類の発生は多かった。特に、近年イネカメムシによる不稔の被害が全国でも見られるようになってきているので、注意が必要である。

#### 4 その他（不稔穂、籾の状況）

兵庫県では近年、地域によりバラツキがあるが不稔になり、穂が青立ちしているほ場が見受けられる。この現象として考えられるものは、下記の要因が複合的に影響しているものと思われる。

- ①強風による被害：台風等の襲来により、出穂したばかりの軟らかい籾が風によりもまれて傷がつく→2次的に雑菌（籾枯細菌病、内穎褐変病など）が入り、籾の枯死等による不稔。対策は、強風後に殺菌剤散布する。
- ②高温障害による不稔：開花時に35度以上の高温では花粉が不稔となりやすい。対策は、出穂時の湛水や通水で葉からの水分蒸散を活発にする。品種・田植時期を変更し、高温に強い品種や高温時の出穂を避ける。
- ③いもち病による被害：葉いもち病の発生した葉から穂首、枝梗、籾部へ被害拡大する。穂首いもちになると、白穂となる。対策は、育苗箱での薬剤散布による防除と窒素肥料の過剰な施肥をしない。
- ④イネカメムシによる吸汁害：近年、全国的にこの虫の被害が報告されている。防除適期が今までのカメムシ対策よりも早い時期になるので被害が多くなっている。

【生態】体長12mm程度やや長めの盾のような形をしている。年1～2回発生する。夜行性のため昼間は株基に潜り込み、夕方から夜間に穂へ移動し加害する。秋から春にかけて、畦畔や里山の枯れたイネ科雑草の株元（ススキやカヤの株元を探すと見つかることが多い）で過ごす。6月下旬頃から活発に活動し、走り穂が出ると本田へ移動する。穂の出ている田の少ない極早期のイネや遅い出穂のイネに被害が多くなる。

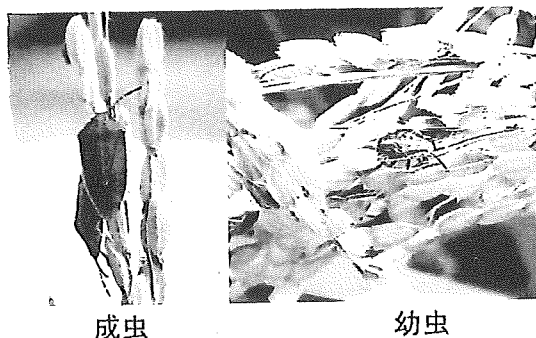
【被害】他の斑点米カメムシと違い、籾の基部（胚芽付近）を加害する。多くの籾を加害するため、加害された穂は直立穂となるため、収穫皆無となることもある。穂揃い期以降の加害は斑点米を生じる。

【対策】穂揃い期及びその後の7～10日後の薬剤防除。早朝または夕方の農薬散布が効果的である。2回目防除後も発生が見られる場合は3回目の追加防除をする。特に周囲よりも出穂の早いほ場、極端に遅いほ場は被害が大きくなることが多いので注意する。

#### イネカメムシ資料

兵庫県立農林水産技術総合センター病害虫部

### イネカメムシ



### イネカメムシの被害の様子



